

「ケアの制度化」をめぐって

——〈重度知的障害者〉に対する「ケアの分配」に向かうための序論——

田 中 耕一郎

「ケアの制度化」をめぐる ——〈重度知的障害者〉に対する「ケアの分配」に向かうための序論——

田 中 耕一郎
Koichiro TANAKA

目次

はじめに

- 1 ケアにおける規範的含意とは何か
- 2 「ケアの制度化」をめぐる論点
- 3 ケアと正義の接合が意味するもの
- 4 〈重度知的障害者〉と「ケアの制度化」をめぐるおわりに

[Abstract]

A Study on “Institutionalization of care”: Introduction to the Distribution of the Care for Severe Learning Disability

A Study on the ‘Institutionalisation of care’: An introduction to the distribution of care for individuals with severe learning disabilities

This article examines three issues. First, the normative implications of care and the issues surrounding its institutionalisation are reviewed and verified on the basis of the findings of previous research on second-wave feminism. Second, the meaning and significance of the term ‘institutionalisation of care’ are evaluated through the viewpoint of the ‘connection between care and justice’. Finally, the debate over the institutionalisation of care is discussed from the standpoint of the idea that severe learning disabilities overlap with the horizons established by feminism. Therefore, the work of second-wave feminists will establish the groundwork for the author’s prospective normative research on the ‘distribution of care’ for individuals with severe learning disabilities.

はじめに

自らのニーズを公共的なコミュニケーションにおいて表出するための「言葉の資源」を十分に持ち得ない〈重度知的障害者〉¹⁾の生活は、現在もお極めて制限されたものであり、その多くは障害者支援施設やグループホームにおける集団生活か、家族介護に依る在宅生活に限定されている。また、たとえ社会福祉制度への包摂を得られたとしても、それが彼らの十全な福祉の保障を直接的に意味

するものとは言い難い状況もある²⁾。

このように〈重度知的障害者〉は自らの福祉を充たすためのニーズを表出し、或いはまた、劣悪な処遇や被虐待に対して抵抗の声をあげることができない状態に置かれているだけではない。彼らに対するケア³⁾においては、その言葉にならない微細な表現を読み取り、そこに彼らのニーズを見出そうとする専断的な支援者との関係性が不可欠であるが、そのような関係性に身を置く〈重度知的障害者〉は稀であり、彼らの多くは、家族と僅かな支

キーワード：重度知的障害者、ケアの制度化、正義、第二波フェミニズム

Key words: Individuals with severe learning disabilities, Institutionalization of Care, Justice, Second-wave Feminism

援者との関係性しか持ち得ていない。つまり、〈重度知的障害者〉は自らの福祉の実現において切実なニーズを抱えながらも、「ニーズ解釈の政治」(齋藤2005:64)に参入する「言葉の資源」に乏しい状況にあり、加えて、極めて限定された関係性に置かれていることにより、他者による応答の可能性を喪失する危機に常に晒されていると言えるだろう。

また、このような〈重度知的障害者〉たちの境遇と、その境遇の改善に必要な彼らに対する「ケアの分配」については、正義をめぐる先行の規範理論においてもこれまで殆ど議論されることはなかった。例えばリベラリズムの正義論を牽引してきたロールズ(John Rawls)は、〈重度知的障害者〉などに対する温情主義的干渉を提案しつつも、彼ら／彼女らを自らの正義の原理に包摂することを拒んでおり、故に彼が提起した基本財には、〈重度知的障害者〉が必要とするケアという財が欠落している(Nussbaum 2006:139)。

さらに、社会福祉学においても、例えば、その援助方法論(ソーシャルワーク)が近代市民社会の要請する〈自律する個人〉ヘクライアントを向かわせるための支援方法をめぐる議論に終始する傾向があり、このような「自律の過度の価値化」とも言える社会福祉の方法論の偏重的志向によって、自律性の欠如体として評価されてきた〈重度知的障害者〉たちはソーシャルワークの対象とはなり難く(石川2009:14)、その結果、「社会福祉学は『知的障害者』に向き合えたか」(中野2009)というラディカルな問いが招来されることにもなった。付言すれば、そもそも社会福祉学においては、社会的に支援されるべき〈障害者〉の特定や支援の優先性、経済的な効率とのバランス、優遇措置の正当化問題などの視点について、経済学や倫理学に「下駄を預けてきた」(田中2001:2)という指摘さえもある。

加えて、障害をめぐる規範の再審を最もラディカルな次元で要請してきた障害学におい

ても、知的障害や精神障害をめぐる規範的議論が軽視・回避される傾向にあることの指摘や(星加2007:32)、その理論的基盤にある社会モデルと知的障害との不適合性に関する指摘(田中2008)、さらには障害学における知的障害の「分断」をめぐる指摘もある(田中2008, 2018)。

このように、これまでの正義や障害をめぐる規範的議論において、殆どネグレクトされてきた〈重度知的障害者〉ではあったが、近年になって、正義、尊厳、平等、責任、人権等、先行の規範理論における鍵概念に挑戦するための新たな視座に〈重度知的障害者〉を据え、彼らの置かれた不平等な境遇や、その不平等の解消に係る従来の規範的言説の限界を指摘する声が発せられ始めている(Kittay 2009, Brunner 2014等)。しかし、これらも現在のところ、いずれも〈重度知的障害者〉の現実の生を支えるためのケアという財の分配規範に関する精緻な検討にまで踏み込んだ議論には至っていない。

筆者もこれまで、ロールズやセン(Amartya Sen)における市民概念に検討を加えつつ、リベラリズムの規範理論における〈重度知的障害者〉の放逐が、その市民概念の矮小さにあることを指摘し、そのうえで〈重度知的障害者〉の〈承認〉のために、ヴァルネラビリティという視点から連帯規範を立ち上げる可能性を検討してきた(田中2009, 2010, 2012, 2013)。その中でこのヴァルネラビリティに基づく連帯規範から演繹される基本財として〈ケア〉を導出するとともに、その分配に関する基礎的な検討を試みてきたのだが、しかし、これらの論考は未だ試論の域にとどまっており、〈重度知的障害者〉の置かれた生活状況や、彼らに対するケアの分配状況等、〈現実〉との架橋が課題として残されていた。

小論では、今後、〈重度知的障害者〉およびその家族のケアの現状と、「ケアの分配」

に係る規範論との架橋に向かうために必要な整地作業として、〈重度知的障害者〉が生きるうえにおいて不可欠なケアに含意される規範の内実、およびこのケアの平等な分配、すなわち「ケアの制度化」を志向する際に生起するであろう幾つかの論点について原理的な考察を加えたい。

1 ケアにおける規範的含意とは何か

ケアの体系的分析の先駆けとなるのは、メイヤロフ (Milton Mayeroff) による「ケアの哲学的ないし人間存在論的分析」であるが (安井2010:119-120)、その後には第二派フェミニズム運動を土壌とするギリガン (Carol Gilligan) の『もうひとつの声』、ノディングス (Nel Noddings) の『ケアリング』、サラ・ルディック (Sarah Ruddick) の『母性思考』等が続いている。さらに90年代以降は、第二派フェミニズム理論を継承しつつ、ケアの倫理を新たな社会の構想へ導くことを試みるエヴァ・キティ (Eva Feder Kittay) やマーサ・ファインマン (Martha Albertson Fineman)、ウェンディ・ブラウン (Wendy Brown) 等によって議論は継続されてきた。

家族において不可視化されてきた女性たちの営みに新しい価値を見出しつつ、そこに新たな社会構想の理論構築の可能性を求めてきたフェミニズム理論が提起するケア論の根底には、従来のリベラリズム (と言うより、従来の政治思想の伝統) が、自立/自律した主体の権利と責任に関して膨大な言説を蓄積しつつも、他者の〈依存〉に対する責任については殆ど何も語ってこなかったことへの批判がある。ヤングが指摘するように、このような「依存に対する責任」のネグレクトによって、「依存する者」も「他者の依存をケアする者 (多くの場合は女性たち)」も、公的領域の影に追いやられ、その社会的地位と価値は低下させられてきたのである (Young

1997: 123-127)。

このようなケア論における問題提起は、自立/自律的主体の集合として世界を捉えようとしてきた主流のリベラリズムの正義に対して、女性の「異なる声」(ギリガンの言う『もうひとつの声』) としての「ケアの倫理」を通じた世界の再構成に係る問題提起であったと言えるだろう。

では、このようにリベラリズムの正義に対する根源的批判に根差したケア (の倫理) には、どのような規範的含意が込められていたのだろうか。ここでは、先行の知見を参照しつつ、ケアの規範的含意を以下の6つの要素に整理しておきたい。すなわち、1) ヴァルネラビリティへの応答、2) 専心性、3) 人称的關係性、4) 個別具体的文脈性、5) 互惠性、6) 非審判性である。

一つ目の規範的含意である「ヴァルネラビリティへの応答」とはすなわち、ギリガンが「ケアの倫理」において示した「人間の条件」から招来される規範的言明である。この言明は、人間を「可死的で受苦的な存在者」として捉え直しつつ (齋藤, 2008:29)、そのヴァルネラビリティへの応答において、ケアの正当性を主張する。

このような「ヴァルネラビリティへの応答」を可能とするためには、他者のヴァルネラビリティを鋭敏に感受する構えと想像力が求められるだろう。

二つ目の含意である「専心性」とはまさにそのような構えであり、想像力である。専心は、眼前の他者のヴァルネラビリティを感受し、その軽減・解消へ向けて、自発的・積極的に自己を投じようとする構えである。シモーネらが指摘するように、専心が損なわれると、ケアリングもまた損なわれる (Simone 1987 = 2007: 109)。この専心をシモーネらは別言で、「関わりつつ生きること in-living」と表わしたが (Simone 1987 = 2007: 38)、ケアは(及びその動名詞であるケアリングは)

他者と関係すること、他者に関心を持つこと、すなわち、その他者との関係に身を投じることを求める。

この専心性という規範的含意によって、ケアは限りなく「愛」に近づくことになる。なぜなら、「愛」もまた、「愛する者の生命と成長を積極的に気に掛ける active concern」ことであり、この積極的な配慮のないところに「愛」はないからである（長谷川2014：129）。

しかし、この「愛」と置換しうる「ケアの専心」が、宿命的に「固着」や「執着」に転化する危険性を孕むことには注意が必要だろう。長谷川はこのような専心による固着・執着を否定的に見ているが（長谷川2014：33）、筆者は、この長谷川の見解に直ちに首肯することはしない。なぜなら、むしろこの専心ゆえの固着・執着において、ケアの意味が充たされてゆく可能性も否定できないからだ。但し、言うまでもないが、この固着・執着が「暴力」や「抑圧」に堕ちてゆくことへの監視は必要であろう。後述する「ケアの制度化」の意義の一つもここにある。

他者の「ヴァルネラビリティへ応答」するために専心性が発揮されるには、そこに気遣う者と気遣われる者とが相互に交渉できる「人称的關係性」が不可欠である。これがケアの三つ目の規範的含意である。メイヤロフがケアリングの生成の基盤に置いた「長い時間をかけてつくりあげられる親密な関係性」（長谷川2014：133）は、このケアにおける人称的關係性の基盤を指している。ケアが正義と異なり、「一般的な他者」の視点ではなく、「具体的な他者」の視点に立つ（Clement 1996：12）といわれる所以もここにある。確かに、われわれは多くの場合、「具体的な他者」への専心に比して「遠き他者」への想像力を欠いている。特に、キティが指摘したように、ケアが重労働であればあるほど、そうしたケアを可能にする関係は「常に濃密」

（Kittay 1999 = 2010：344）でなければならないのだ。

他方で、ケアの平等な分配、換言すれば「ケアの制度化」においては、この人称的關係性という制約をいかに乗り越えるかという課題が大きく立ちはだかっている。この課題については後で考えることにして、ケアの規範的含意の議論を先に進めよう。

小林はノディングスのケアの思想を紐解きながら、ケアについて、それが「原理に基づく道徳」ではなく、「具体的な状況に応じた道徳」であると述べている（小林2013：57）。人称的關係性において専心をもって、眼前の他者のヴァルネラビリティに向き合おうとするケアは必然的に、四つ目の含意である「個別具体的文脈性」においてその内実が決せられる。例えばクレメントは、このケアの個別具体的文脈性を「正義の倫理」における「抽象的な意思決定」との対比において、「ケアの倫理」の「文脈的な意思決定」と表現している（Clement 1996:5）。また、ブルジュールは、正義における「原則に基づく決定」と対比しつつ、ケアの決定は「コンテキスト、相互依存によって実現する」（Brugère 2011 = 2014：57）と述べる。つまり、正義は固有の文脈から自由だが、ケアはむしろ固有の文脈に対して責任を持つ（Clement 1996：12）のである。

ケアの五つ目の規範的含意である「互恵性」は、ギリガンが一方向的に捉えてきたケアを、ノディングスがケアリングという動名詞を軸として双方向的に捉え直したことによって提起されたものである（Noddings 1984 = 1997）。個別具体的な文脈において眼前の他者のヴァルネラビリティに対して専心的に応えようとするケア（ノディングス風に言うところのケアリング）が、ケアされる側にのみ利益を生み出す行為として捉えられてしまうと、その人称的關係性が持つ豊饒な意味を喪失してしまう。

ケアが「すべき」という指示的命題としてケアラーの前に提示されるのは、確かに、レヴィナスが言うところの「顔」を見てしまった者の「責任」(Lévinas 1991 = 1993)に根ざすが故であると言えるかもしれないが、しかし、ケアをそのような指示的命題に対する義務的行為としてのみ把握するのは一面的に過ぎるだろう。人をしてケアラーの役割を担わせ、時にその過酷さに苦しみながらもケアから降りることを拒ませるのは、ケアすることの快、充足、喜悦があるからでもある。つまり、ケアラーもまた時にケアの受益者となりうるのだ。

最後の規範的含意である「非審判性」とは、ケアにはヴァルネラブルな状態に放置されることの「残酷さ」を創出した原因や責任の帰属先を問うことよりも、「先ず応じること」が要請されるという含意である。正義は「責任の帰属先」如何によって、救済の可否を問う。すなわち、「自己責任」による不遇についてまでも、他者にその代償を支払わせることを、正義は「不道徳」と断るのである。しかし、ケア及びケアリングはこのような「正義のジャッジを待たずに発動する」(Noddings 1995 : 22) ところにその本義がある。たとえ社会に帰属し得ない原因によるが故に社会にその解消責任を帰属し得ない「残酷さ」であったとしても、「先ずケアすべき」と要請し得るのは、このような規範をケアが含意するからである。

以上、フェミニズムのケアをめぐる先行の知見を手掛かりに、ケアの規範的含意を確認してきたが、フェミニズムの到達点は、これらケアの規範的含意の提示とともに、このケアを倫理的基盤として、いかなる社会を構想しうるかという問題提起にあった。換言すればそれはケアをいかに制度化しうるかという発議である。さらにこの発議をより具体的な命題として言い換えるなら、それは、個々のヴァルネラビリティの多様性・個別性を前に

して、社会はどのような理由で、どのようにその社会的責任を果たしうるのか、という問いであったと言えるだろう。

2 「ケアの制度化」をめぐる論点

このような規範的含意を帯びたケアは、先述の通り、90年代以降、新たな社会構想のための倫理として、エヴァ・キティやマーサ・ファンマン、ウェンディ・ブラウンなど、多くのフェミニスト理論家たちによって議論されてきた。

たとえばキティは、リベラリズムが前提とする「個人」からではなく、「依存する人々」とそのつながりを基底に置くケアを軸に社会の構想を試みるために、「つながりの中に、他者への義務の中に、平等を捉える人々の互酬関係を表す概念」(Kittay 1999 = 2010 : 15) として〈ドゥオーリア doulia〉を提起する。ドゥオーリアは「出産する母親を支援する人 doula」からの派生語だが、キティがこの概念を用いて提起したのは、ケアを必要とする人(ケア労働者)を社会が支える義務であり、また、彼女のいう「つながり」とは、ケアを受ける人/ケアする人という人称的・個別の関係性における個別完結的(或は個別閉塞的)な「つながり」ではなく、その外部にいる人々も含めた大きな相互性における「つながり」である。

私はドゥオーリアの理念を公的な領域へと類推的に拡大すべく議論したい。ケア提供者は依存者のケアに責任を負う。そこで社会は、ケア提供者の福祉に注意を払う方法を探すのだ。それによって、ケア提供者の労働と彼女たちが向ける関心とが搾取されることなく、ケア提供者が依存への責任を果たすことが可能になる…略…これが公的なドゥオーリアの構想である (Kittay 1999 = 2010 : -245)。

ケアを私的環境から公的な社会構想へ移行させていくためには、ケアの個人人的関係における互恵性・相互性をより大きな社会的・政治的文脈において把握し直さなければならない。キティが提起するドゥーリアはまさにそのための概念なのである。

同様に、ファインマンもまた、具体的な他者の「必然的依存necessary dependence」が引き受けられる関係性、すなわち、養育とケアのための保護された空間には、公共的＝社会的支援を求める正当な請求権があることを主張する（Fineman 1995 = 2003 : 172）。

このようなキティやファインマンによるケアを軸とした社会構想は、これまでリベラリズムの正義から除外されてきた、生涯を通じて広範な他者へ依存せざるを得ない人間の基礎的ニーズへ応答しようとする新しい社会構想であり、それはケアを必要とする人と、彼／彼女をケアする人への公的支援ということになるが、本稿ではそれを「ケアの制度化」と称している。

付言すれば、この「ケアの制度化」とは、単にケア供給のための種々のメニューを公的サービスとして制度化することを意味するものではなく、フェミニズムが提起してきた「ケアの倫理」、すなわち、人間のヴァルネラビリティへのケアを基本的な社会的責任として社会構想の軸に据え、ケアの不在や不足、不適切なケアの放置を〈不正義〉として把握する倫理によって必然的に演繹される一連の社会的方策を意味するものである。

フェミニズムの先行知見における「ケアの制度化」の必要性をめぐる論点は、およそ以下の3つに整理できる。すなわち、1) 人間の基礎的ニーズとしてのケア、2) 「残酷さ」への応答義務、3) ケアする者の自由の保障、である。以下、順に確認していこう。

なぜ、ケアは制度化されなくてはならないのか。フェミニズムはその主要な理由として、ケアが人間の基礎的ニーズであるからだ

と主張してきた。例えば、キティはどんな文化も「依存の要求」に逆らっては一代以上存続することができないという事実に言及しつつ、この「依存の要求」に応えるケアの責任の帰属先をめぐる議論を、社会的責任及び政治的意志の問題として提示する（Kittay 1999 = 2010 : 29）。

ヌスバウムの主張はより具体的である。彼女はケアが「市民の基礎的ニーズ」であることを確認しつつ、ロールズの正義論の修正を求める。すなわち彼女は、ロールズが提示した基本財の中に「極めて非対称的な依存に対するケアのニーズ」を付加することを求めるのである（Nussbaum 2006:140）。ブルジュールもまた同様に、ケアを個人間の関係から解放し、その「配慮に関わる制度や集合的責任」（Brugère 2011 = 2014 : 95）を強調しつつ、それを福祉国家における社会保護として措定したうえで、公共政策における制度化された枠組みにおいてケアを把握しようとしている（Brugère 2011 = 2014 : 94）。彼女によれば、ケアは一方において「身体的、感情的ニーズの充足」を目指す実践であり活動であるが、他方においてそれは「これらの活動、及び活動に必要な費用についての規範的、制度的、社会的枠組み」なのである（Brugère 2011 = 2014 : 96）。このように、ケアが市民の基礎的ニーズであり、それへの応答義務が第一義的に社会に帰責されるという論点において、「ケアの制度化」が求められてきたのである。

「ケアの制度化」が求められる第二の論点は、「残酷さ」への応答義務である。おそらく、この応答義務には二つの側面があると思われる。一つは、適切なケアが提供されないことによって生み出されるであろう「残酷さ」に対する応答義務であり、もう一つは、時に「ケア」そのものが生み出してしまふ「残酷さ」へのそれである。

ケアが個別的な人稱的關係性において発動

される倫理であるにとどまるなら、適切なケアが提供されるか否かは、偶然的な出会いに委ねられてしまうだろう。しかし、キティの言葉を借りるなら、「私たちの社会に生を享けるすべての人が暖かいベッドに寝かされ、人間性豊かな〈ケアと尊厳のサイクル〉に組み込まれるという保障はどこにもない」(Kittay 1999 = 2010 : 142) のである。偶然にも温かいケア関係に包摂された人々は幸運であるが、この幸運から見放された人々は、結果として「虐待とモノ化のサイクル」という循環(Kittay 1999 = 2010 : 142)、すなわち「残酷さ」の中に投げ込まれていくことになる。このように、ケアの偶然性を放置することは「残酷さ」を放置することでもあり、それは〈不正義〉であると「ケアの倫理」は断じるのである。「ケアの制度化」はケア提供の法的義務付けによって、このようなケアされることの幸運を偶然性から必然性に転換することでもある。

「ケアの制度化」が応答義務を負うもう一つの「残酷さ」は、ケアそのものが生み出してしまう「残酷さ」である。多くの場合、ケア関係は圧倒的に非対称的である。ケアを受ける者は、その依存性ゆえに、ケアする者の行為に対して傷つきやすい位置に置かれる⁴⁾。そして、ケアする者は、眼前のヴァルネラブルな他者のニーズを解釈できる、という恐るべき力を持っている。また、先に述べたように、この非対称的關係において発揮されるケアは、ヴァルネラブルな存在に対するケアラーの専心によって、その内実が充たされてゆく。しかし、この専心は、時に暴力に転換するリスクを孕む。すなわち、ケア関係においては、「深い情緒的絆を生じさせる可能性と、傷つけられる可能性の両方がある」(Kittay 1999 = 2010 : 94) のである。「ケアの制度化」は、このようなケアが胚胎する暴力のリスクを、一定の監視やアセスメントによって抑止することでもある。

「ケアの制度化」をめぐる第三の論点は、「ケアする者の自由の剥奪」への対応をめぐるものである。有賀は、ケアが私事化されている現状において、ケアに携わることは、「自由の剥奪、関係の剥奪、自己喪失といった危険性ととも生きることを意味している」と指摘している(有賀2007 : 168)。例えば、重症心身障害を持つ娘の母親である児玉は、自らの経験に根差した言葉で次のように述べる。

それはまるで、私は「娘の療育担当者」だとか「介護者」という「役割」とか「機能」そのものになってしまって、もう一人の人ではなくなってしまったみたい、うら寂しさ…略…なぜ子どもに障害があるというだけで、母親は自分の人生を生きることを許されないのだろう(児玉2012 : 22)。

齋藤によると、このケアする者たちが被る「自由の剥奪」とは、「自分のペース・自分の時間・自分の世界の喪失」であり、その結果、ケアする者は「移動すること、休養をとり健康でいること、社会生活に参加すること」といった、センの言うところの「福祉の自由」が奪われていくことになる(齋藤2003 : 187-188)。

キティもまた同様に、ケアする者が常にケアに全責任を負うことの「耐え難い負担」に言及しつつ、ケア(キティの言う『依存労働』)の公正な分配という問題を考えるためには、ケアをめぐる責任がある程度分担可能であると想定しなければならない、と述べている(Kittay 1999 = 2010 : 86)。

「ケアの制度化」とは、このような「ケアする者の自由の剥奪」への社会的対応として、キティの言葉を借りれば、「ケアをめぐる責任」の社会的分担に係る方途として提起されるのである。

3 ケアと正義の接合が意味するもの

「ケアの制度化」とは、上述の通り、「ケアの必要」を人間の基礎的ニーズと捉え返しつつ、他方で、ケアの個別性を損なうことなく、その平等分配を志向するものであるが、それは長年、政治哲学においてアポリアとされてきた「ケアと正義の接合は可能か」という問いを招来するものでもある。すなわち、「ケアの制度化」とは、ケアを基本財として、いかにしてそれを平等に分配するのかという問いへの一つの応答であると言えるが、それは、個別性、多様性、人称的関係性において専心的に発揮されるケアを、正義のルールに根付かせながら、平等に公正に分配されるべき財として措定することを意味しているのである。

しかし、これまで、この「ケアと正義の接合」をめぐるのは、両者の規範的志向性の根源的差異において、否定的、或いは懐疑的な見解が少なくなかった。例えば「ケアの倫理は従来の正義の考え方を補完するものではなく、この双方は対立するから、どちらかを選ばなければならない」(Slote 2007: 6)という類の見解である。

なぜ、ケアと正義は対立するのか。端的に言うとその理由は、ケアが個別的な「善さ」の観点から正義の硬直性・画一性を批判する一方で、正義は「公平性」という「正しさ」の観点からケアの不平等性・偶然性を批判するからである。

ここでは、これらケアと正義をめぐる規範的な観点に加えて、実践的観点からも、もう少しこの両者の接合をめぐる否定的、或いは懐疑的な見解について確認しておこう。

ケアと正義の接合による「ケアの制度化」への懐疑において、その根源的な理由として挙げられるのは、上記の指摘に見られるような「両者の相容れなさ」である。ケアの専心性と熱意を正義の「契約」において義務付け

ることは原理的に不可能である。なぜなら、「契約」とは「可能なこと」の約束であり、ケアが「感情」という不安定な要素をその根底に置いている限りにおいて、それを正義の「契約」によって繋ぎ止めることが原理的に「不可能なこと」だからだ。

「正義に基づく平等な処遇」と「ケアという道徳的志向」は、「二つの異なる源泉」であって、その間の連続的移行は不可能であるというデリダの見解(Honneth 2000 = 2005: 164)の根拠はここにある。また、フェミニズムの正義批判に対する反論の幾つかもここに依拠している。すなわちそれは、「家族はある意味で正義を超えており、愛や寛大さといった正義よりも高貴な徳性を体現する生活領域」(伊藤2006: 177)である以上、自らを超え出るものを「正義」は包摂し得ないのだ、という反論である。

このように、ケアと正義の接合(=『ケアの制度化』)への懐疑は、この両者の規範的志向性における根源的差異に根差すものである。故にこの根源的差異の認識に基づく懐疑を持つ者たちは、〈接合し得ないものを接合しようとする〉こと、ある種の胡散臭さを嗅ぎ取ることになるのだ。例えば、小泉は次のように述べている。

「介護の社会化」は、決して受給者の社会生活の生産と再生産を目指すものではない。そうではなくて、社会生活において不活発で廃用されつつある人間が、企業や社会生活に損失を与えないことを目指すものである。端的に言うなら、社会化された介護は、人間を、社会性なき自立生活へ、社会生活の外へと廃棄する労働である。文字通りの意味において、余剰ではない人間たちの社会生活の生産と再生産を秩序正しく保障するために、廃棄物を管理し処理する労働である(小泉2012: 318)。

この小泉の言葉を敷衍すれば、「ケアの制度化」（小泉の言う『介護の社会化』）は、「健全なるもの」（＝生産するもの）たちが「廃棄物を管理し処理する」ための擬態であると言えるだろうか。

この小泉ほどシニカルな表現を採らなくとも、本来的に無理のある「ケアの制度化」によって、ケアそのものが変質する危険性を指摘する声は少なくない。例えば、深田は介護保険における介護報酬が、介護労働を標準化させつつ、その労働を経済的評価とともに標準化させる装置として機能する側面を指摘し、さらにそれが介護サービスを「パーツ化されたモノ」として市場取引を可能にさせると同時に、生活実感に根差した援助や「感情性に基づく関わり」を排除する可能性を指摘している（深田2016：62）。

また、ケアの人称的関係性においては、情緒の絆がその質を左右することに着目すると、ケアは本来的に代替不可能性という性格を持ちうることも指摘されている（Kittay 1999 = 2010：251）。例えば、キティはこのケアの代替不可能性という観点から見ると、たとえ「ケアの制度化」（キティはこれを『機会均等の実現』と表しているのだが）が実現し得たとしても、「情緒の絆と義務の感情」のために、「ケア提供者は依存者に縛られ続けることになる」と述べている（Kittay 1999 = 2010：252）。

もちろん私は自分の代わりに、その義務を、誰かほかの人に割り当てることもできる。しかし、その場合でも究極的な責任は私にある。それは、親と子という関係性から生じる（Kittay 1999 = 2010：137）。

このように、ケアと正義の接合（＝『ケアの制度化』）について懐疑と悲観論が提起される一方で、両者の接合の困難さを踏まえつつも、それでもなお、ケアと正義は接合しう

るし、接合しなければならない、と主張する声も少なくない。

例えばケアをめぐる議論の先駆者であったギリガンは、女性の「ケアの倫理」と男性の「正義の倫理」を対置しつつも、両性にとっての発達には、ケアと正義の二つの観点の統合や相互補完的な関係が不可欠であることを指摘した（Gilligan 1982：6）。

このギリガンの指摘は「個の成熟」における二つの道德律（ケアと正義）の相補性の指摘にとどまっていたが、同じくケア論の先駆者であったノディングスは、そもそもケアと正義がその規範的機能を発揮する倫理的問題・状況が異なることを指摘し、両者の接合を社会構想の契機とする視点を提示した。

正義は政策形成においては必要だが、それを彫琢したり実施したりするためにはケアが不可欠な役割を果たす（Noddings 1999：1）。

さらにノディングスは、この二つの道德律の機能的差異から、それぞれが起動する空間的差異に係る議論を進展させ、「～のためのケアリング caring for」と「～についてのケアリング caring about」を区別しつつ、前者の限界、すなわち、個人人称的関係性における「個へのケアリング」の空間的・時間的限定性において、後者のケアリングが正義への動機をもたらし基礎となることを主張する（Noddings 2010：89-91）。

このノディングスの指摘は、「責任の挫折する場」において正義が要請されると言ったレヴィナスの議論（児島2005：47）とも重なるものである。児島はレヴィナスにおける「眼前の《他者》に対する《私》の責任」をめぐる議論に言及したうえで、〈第三者〉に対しては同じように全面的な責任を負うことはできないと指摘し、このような事態を「責任の限界」として提示する。そのうえで、この「責任の限界」、すなわち「責任の挫折す

る場」において「正義をもって私は何をしなければならぬのか」という新たな問いが湧出することを指摘している（兎島2005：47）。

このような眼前の〈他者〉から遠く空間的に、或いは時間的に隔てられた〈第三者〉への関心の移行は、「《個に対するケア》から《状況に対するケア》への移行」と言い換えることができるかもしれない。例えば、葛生はこの〈個〉から〈状況〉への移行をノディングスの見解を敷衍しつつ、「ケアの普遍化」として次のように提示している。

道端で死に瀕している人へのケア（誰かに対するケア）は、やがてその拡張として、道端で死を迎えることそれ自体に関するケア（何かに関するケア）へと発展するだろう。これこそ〈正義倫理〉へと架橋するものだというのである。〈ケア倫理〉の視点から見れば、正義とは、ケア関心が〈見知った相手〉から〈その場限りの他者〉へ、さらには〈まだ見ぬ他者〉へと普遍化されていく地平に見出されるものなのだ（葛生2011：167）。

このように眼前で苦しむ〈個〉に対するケアから、同じような苦をもたらされている、或はもたらされるかもしれないリスクに晒されている〈まだ見ぬ他者〉の〈状況〉に対するケアへの移行・拡張を、ケアが正義への関心に普遍化されていく過程として捉えることもできるだろう。葛生はこれを先述のノディングスに倣って、〈誰かに対するケア〉から〈何かに関するケア〉への移行と捉え、後者は「ほぼ間違いなく正義感覚の根底である」と述べている（葛生2011：167）。

このような〈個〉から〈状況〉へのケアの移行・拡張をめぐる議論は、本論1章の「『ケア』における規範的含意とは何か」において言及した「『ケアの制度化』における人称的關係性の制約」を克服するための一つのヒン

トを提示するものであろう。例えば、葛生はメイヤロフのイメージするケアリングに依拠しつつ、人間が他者をケアするのは、「顔見知り」だからではなく、それが身体性に基づく行為であるからだと述べる（葛生2011：130）。すなわち、葛生によるとケアが人称的關係性（葛生はこれを『パーソナルな関係』と呼んでいるが）で行われるという場合、それは「個人的な顔見知りの関係」で行われるという意味ではなく、「生身の身体と感情を通じて個別、具体的に行われるもの」（葛生2011：130）であることを意味するのである。

この葛生の指摘は重要であろう。ケアの規範的含意である人称的關係性を「個人的な顔見知りの関係」として空間的・關係的制限性において把握するにとどまる限り、「ケアの制度化」を見通すことは不可能である。しかし、人稱的關係性という規範的含意を「生身の身体と感情を通じて個別具体的に行われるもの」という、いわばケアの自然本性において把握することによって、ケアはその空間的・人稱的限界（換言すれば、互酬的な利害關係の限界）を超え出て、〈まだ見ぬ他者〉へとつながる可能性を拓いてゆく。

すなわち、「ケアは人稱的關係性において発揮される」と言う時、それは、ケアがその自然本性として「個々具体的な状況と相手との關係性に即した倫理」（葛生2011：164）であることを述べているだけであって、ケアが予め創出・維持されてきた人稱的關係性においてのみ発揮されることを意味するわけではないのである。さらにより直截に言い換えれば、ケアが発揮される人稱的關係性は、創られるのだ。

「ケアの倫理」は、具体的な他者の困難に応じようとするものではなるが、そうした他者は、既に親密な関係にある他者であるとは限らない。その倫理が希求する理想像は、「誰もが他人から応えられ仲間としてみなされ、だ

れひとり置き去りにされたり傷つけられたりしてはならない」というビジョンである（有賀2007：179）。

このように、ケアが発揮される人称的關係性は「創られる」可能性に拓かれている。麦倉が「ケアラーたちは他に代わりのきく『人的資源』ではなく、徐々に『かけがえのない』『あなたでなければならない』存在へと変わっていく」（麦倉2017：136）と指摘するように、当初は全くの他者による、こわごわと手探りに始まったケアが、その時間的経過とともに、「かけがえのない」人稱的關係性における専心的なケアに変容してゆく可能性が「ケアの制度化」という社会構想を支えるのである。

例えばヒメルバイトは高齢者をケアする有給のケアラーたちが、そのケア関係の経過とともに、彼女らのクライアントの福祉の達成に強い責任感を持ち、しばしば、彼女らの当初の契約内容を越えた働きをすること、また、ケアラーたちの多くは彼女らのクライアントに対する強い愛着から、クライアントの変更を好まないことがしばしばあることを指摘している（Himmelweit 1999：32）。

このように見てゆくと、「ケアの制度化」とは、「ケアそのものの分配」を意味するものではなく、「『ケア資源』の平等な分配」を意味することが分かる。個別具体的な人稱的關係性を基盤に、専心的な熱意によって発揮される「ケアそのもの」を平等に分配することは不可能である。しかし、そのようなケアの将来的な創出可能性を胚胎した「ケア資源」を分配することは可能であろう。すなわち、「ケアの制度化」とは、従来の正義の規範が放置した結果、私的領域に放逐され、それ故に、それを享受できるか否かが所与運に委ねられてきたケアを、一定程度、制度によって保障することを志向するものであると言える。「一定程度」の謂いは、平等に分配された「ケア資源」による良質のケアの発揮

を予め十全に約束することが困難だからだ。但し、「ケアの制度化」において、分配された「ケア資源」が良質のケアを創出する可能性を高める手立てを用意することは可能であろう。例えばそれは、「ケア資源」の質的向上を図るための教育・研修プログラムや、「ケアの監視」システムの構築等である（田中2013）。

4 〈重度知的障害者〉と「ケアの制度化」をめぐる

契約論的な正義への批判とともに提起されたフェミニズムにおけるケア論、および正義の規範との比較を通じたケアの規範的含意とその特性に係る先行知見、そして、正義とケアの接合（不）可能性をめぐる先行知見を参照しつつ、「ケアの制度化」の必要性・困難性・可能性に係る議論を概観・整理し、「ケア分配に係る規範的論点」の政治的文脈を確認してきた。

本稿を閉じる前に、「ケアの制度化」をめぐる〈重度知的障害者〉の視座から提起されうる論点について、本論1章から3章の論点とも照合しつつ若干の整理をしておきたい。

結論から言えば、この〈重度知的障害者〉を視座に置いたケア規範の探求は、上述のフェミニズムにおけるケア論とは、その起点と展開において異なる道程を辿るものであるが、「ケアの制度化」という着想において重なり合うものである。

ナンシー・フレイザーはリベラリズムの正義が焦点化してきた分配的正義の議論において所与の前提とされてきた（故に不可視化されてきた）「誰の正義か」をめぐる論点を開示し、「分配」とは異なる次元において「承認」をめぐる問題を提起してきた。彼女が言う「誤ったフレーム化」とはすなわち、政治的共同体の境界線が、正義をめぐる公式の論争に完全に参加する機会から、不当にも一部

の人々を排除するように引かれることを意味している (Fraser 2008 = 2012:28)。それは、ハンナ・アレントが指摘した「権利を持つ権利の喪失」(Arendt 2002:133-145)の指摘と重なるものでもある。フレイザーはアレントの言うこの「権利を持つ権利」を喪失した人々は慈善や博愛の対象になることはあっても、権利の主張を申し立てる可能性を剥奪され、正義に関しては「無人称」となると述べている (Fraser 2008 = 2012:28)。

〈重度知的障害者〉もまた正義において「無人称」とされてきた人々である。なぜなら、リベラリズムがその正義の構築において検討してきたのは、〈合理的理性〉の多元性とその〈合理的理性〉から創出されてゆく〈善〉の多元性の包摂であり、そこでは、そもそも〈理性なき者〉(と評価された者)の存在は、その理論的射程には含まれていなかったからだ。例えばロールズは、知的障害者とノーマルな人々との間には、相互関係はないと述べ、知的障害者らの問題は、二次的な問題であり、それはむしろ正義の問題ではなく慈善の問題であると捉えてきた (Narham 2006:104)。故にロールズは、障害者等のように〈一般/通常〉から逸脱する人々を「道徳的混乱因子 morally irrelevant」として自らの正義論の射程から排除したのである。

アマルティア・センはこのロールズの市民概念の狭隘さを批判したうえで、諸個人の環境的・個人的差異に注目し、それぞれの多様性の中で人々がなしえる機能functioningsが平等に分配され、選択できる自由の幅が等しく享受できるようにすることを正義として提起しつつ、ロールズの言う「ノーマルな市民」から遠ざけられた人々をもその理論的射程に包摂しようと試みてきた。しかし、やはり、センもまた自律性に依拠する人格概念から自由ではなかった。「何の平等か *Equality of what?*」という問いに対するセンの解答は、人々が自律的な自由を達成できるように、基

本的潜在能力を平等にすることであったが、このようなセンの「自律的な自由を達成すること」の規範化(自由でなければ人間ではない)は、如何なる支援によっても、その達成が困難な人々を視野の外に置いてゆくリスクを孕んでいる。

例えば、コーエン(Gerald A. Cohen)は「善き生の中心的な特徴は価値ある機能を達成する能力である」とするセンの主張に宿るある種の「強健的性格 athletic character」を指摘し (Cohen 1993:24)、それは「善き生の自由と能動性の立場を高く評価し過ぎている」と批判している (Cohen 1993:17)。また、田中は「個人が自己の責任において自由に選択できる能力を持つこと」が「その人の在ること」と同一視されるセンの偏重性を指摘し、このような偏重性によって、センのような平等論者が想定する社会の構成員のなかには、現実には「ごく限られた種類の人たち」だけしか含まれていないことを指摘する (田中2001:27)。

他方で、ヌスバウムは〈重度知的障害者〉のようなヴァルネラブルな存在を自らのケイパビリティ・アプローチに包摂し、正義論の単一の枠組みを彼らにも適用することを試みてきた。しかし、榊原が指摘するように、ヌスバウムのケイパビリティ・アプローチにおいては、幾つかの潜在能力が得られない生を、健常者とは「異なる形の生」として位置づけることができず、「不幸な人間の生」として扱う他はない。故にヌスバウムは〈重度知的障害者〉らの生を「不幸な生」としてスティグマ化してしまうのだ (榊原2016:193-194)。

このように、正義をめぐる理論的射程からの排除や、たとえその射程に包摂し得たとしても、その生のスティグマ化によって、〈重度知的障害者〉は正義においてその「権利を持つ権利」を常に奪われてきたと言えるだろう。アレントの言うこの「権利を持つ権利の

喪失」をフレイザーは「政治的な死」と呼び換えたのだが（Fraser 2008 = 2012:29）、「政治的に」殺された〈重度知的障害者〉に対して、正義をめぐる議論は当然のことながら、彼ら／彼女らに必要な財（分配を保障されるべき財）とは何かを考慮してこなかった。リベラリズムの正義は「何の平等か」という問いに対して、個々の合理的人生計画において「自由」を担保するための「自律性の発揮」（全き自律性か《=ロールズ》、補完されうる自律性か《=セン》の違いはあっても）へ資する「基本財」や「潜在能力」の分配をその解としてきた。故に、この「自律性の発揮」に資することのないケア、すなわち、「自由」の保障とは直接関わるることのないケアは、原理的にリベラリズムの連帯規範から取りこぼされ、そして、生きるうえでケアを不可欠とする〈重度知的障害者〉は、さらにこの連帯規範の埒外に遠く放逐されてきたのである。

筆者は以前、〈重度知的障害者〉の視座から「誰の正義か」を問い直すために、ヴァルネラビリティという普遍的人間属性を市民概念の核に置く議論を試みたことがある（田中2010）。合理的理性や自由の主体という人間属性は、その所与の条件として主体的行為能力を措定するが故に、常に〈排除〉を作動させる機制を内包するのだが、ヴァルネラビリティという人間属性は、「弱く」「もろい」存在であるという普遍的人間属性から、すべての人（その議論の文脈によってはすべての生物までも）を包摂しつつ、その「弱さ」「もろさ」を眼差す普遍的な道徳解として「ケアの倫理」を演繹してゆく。そして、このヴァルネラビリティに基づくケアの倫理は、「主体的行為能力の保持者」というリベラリズムにおける市民概念の虚構とその反動性を暴きつつ、正義をめぐる議論を新たなアリーナに導き、そこに新しい思考を拓いてゆくことになる。例えば、ロバート・グディン（Robert Goodin）が道徳の領域を「他者の弱さ」に

向けられた関係として把捉しつつ、「弱さのモデル」を（リベラリズムの正義論が依拠してきたような）「意志のモデル」に対置したように（Goodin 1985:114）、である。

特に〈重度知的障害者〉を視座に置いた連帯規範を構想する時、ヴァルネラビリティが枢要な意味を持つのは、それがアレントの言う「権利を持つ権利」を主張するための「声」を持たない（と評される）者たちのケアを求めるからだ。

しかし、〈重度知的障害者〉において、自らに必要なケアを享受できるか否かは、これまで、彼ら／彼女らの所与運に委ねられてきた。なぜなら、繰り返すことになるが、ケアは従来の正義をめぐる議論において平等に分配されるべき「基本財」として位置づけられてこなかったからである。キティの言う「他者と特定の関係を持ち、他者とのコンタクトを持続し、自己と他者の固有の世界を形作りうる存在」（kittay 2001:568）として、すなわち〈人間〉としてケア関係に包摂される〈重度知的障害者〉たちは幸運である。しかし、それはまさに「運」なのであり、この「運」から見放された〈重度知的障害者〉たちの多くは、彼ら／彼女のケアを第一義的に担うことを義務づけられてきた家族という唯一の「ケア関係」の弱体化や喪失とともに、時に一般社会から隔絶された入所施設へ追いやられ、さらに時には「死の中に廃棄」（Foucault 1976 = 1999:175）されてきたのである。つまり、〈重度知的障害者〉の物理的排除（空間的排除のみならず、生命そのものの抹殺も含まれる）には、常に「関係からの排除」が先立っていたのだと言える。さらに言えば、〈重度知的障害者〉のヴァルネラビリティの一つの特性は、ケアレス・パーソンになりうる蓋然性の高さにある⁵⁾。このような〈重度知的障害者〉のケアの享受に係る所与運の不確実性と、彼ら／彼女らがケアレス・パーソンに陥る蓋然性の高さへの眼差しが、そして

このようなヴァルネラビリティを有する彼ら／彼女らを放置することによって生み出される「残酷さ」への眼差しが、「ケアの制度化」の提起を促すのだと言えるだろう。

どのような施策の「制度化」も「承認」によって支えられなければならないのだとすると、〈重度知的障害者〉の「ケアの制度化」もまた、それが「承認」されうる根拠を提示する必要がある。それは一体どこにあるのだろうか。この問いに対する筆者の暫定的な解は、かつてシュクラールが「恐怖のリベラリズム」(Shklar 2001)において指摘したように、「残酷さ」という「悪」の解消への志向が、〈人間〉の普遍的要求に基づくものであるからだ、というものである。すなわち、〈重度知的障害者〉に対する「ケアの制度化」への「承認」によって、はじめて社会は〈重度知的障害者〉を実質的に〈人間〉として承認しうるのではないだろうか。

おわりに

小論では、今後、筆者が〈重度知的障害者〉に対する「ケアの分配」に係る規範的研究に取り組んでいくための整地作業として、第二波フェミニズムにおける先行研究の知見を参照しつつ、ケアの規範的含意とその制度化をめぐる論点を整理し、「ケアの制度化」の意味と意義を「ケアと正義の接合」という観点から検討した。そして最後に、〈重度知的障害者〉の視座から提起されうる「ケアの制度化」をめぐる議論が、その起点と展開において異なる道程を辿るものの、フェミニズムが逢着した地平と重なりを見せることを確認した。

フェミニズムからのアプローチと、〈重度知的障害者〉を視座に置くアプローチが「ケアの制度化」という地平において重なりを見せたわけだが、この重なりを実践的意義において捉え返すとすると、それはおそらく、

〈女性〉と〈障害者〉に対する〈仕組みられた対立〉⁶⁾の克服と共闘の起点となりうる地平になるのではないかと筆者は考えている。

今後、この小論による「整地」の上に、〈障害者〉と〈女性〉、〈支援者〉や〈行政〉等から発せられた「ケアの分配」をめぐる声—それは、訴訟、交渉、呪詛、怒り、絶望、理念、スローガン、運動等において発せられた声であらう—に内在する規範的論点について、福祉の規範理論の引照点となったロールズの正義論や、そのロールズの基本財の分配構想を批判的に乗り越えようとしてきたセンヤヌスバウムの規範理論がどのような解を導出しうるのかを検討し、さらに、これらの解が〈重度知的障害者〉の「ケアの分配」においてどのような意義と限界点を呈するのかを検証していきたい。

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般))「重度知的障害者に対する『ケアの分配』をめぐる規範的研究」(平成29年度～平成33年度)による研究成果の一部である。

【注】

- 1) ここでいう〈重度知的障害者〉とは、認知機能や社会適応行動等に関する精神医学的・心理学的測定によって規定された概念を基礎としつつも、さらに「言葉の資源」の非保有(と評価される)に象徴されるように、合理的理性や自律性を所与とする近代の市民概念から放逐された人々を象徴する概念としても捉えている。この意味において、〈重度知的障害者〉という視座は先行の連帯規範を問い直すための政治哲学的視座でありうる。
- 2) 一例をあげれば、2011年に制定された「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」を受けて実施されている厚生労働省の調査においても、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」は毎年数十件、「虐待の事実が認められた事例」として報告されている。また、地域における福祉サービスそのものが、家族(特に母親)がまず介助役割

を果たすことを前提としており、その役割を補完するものでしかないという実態も指摘されている（中山2008）。

- 3) ケア概念の考証とその操作的定義自体も、本研究の重要な作業であるが、現時点ではケアを、身体的介助や家事援助、移動支援等の具体的な介助行為にとどまらず、先行のケア論を踏まえて、他者の感情に共感し、他者の状況を気遣い、そして、その状況の改善に尽くす専心的な熱意と志向性、および行為の総体、という意味において捉えておきたい。
- 4) 尤もケアが相互性を持つ以上、ケアによって傷つけられるのは「ケアを受ける者」だけではない。近年では、「ケアする者」の可傷性についても検証が進められている（渡邊2011, 2017, 2018）。
- 5) 例えば、2006年のイギリスにおける調査によると、知的障害者の31%は友人を持たず、5%は友人とも家族とも接触がないことが報告されている（Department of Health 2007: 77）。
- 6) 例えば日本において、1972年の優生保護法「改正案」をめぐる脳性マヒ者の当事者団体「青い芝の会」と女性解放運動との〈対立〉に象徴されるように、ヴァルネラブルな立場に置かれる〈障害者〉と〈女性〉が〈加害／被害〉の関係に押し込められ、本来闘うべき〈敵〉との対峙には向かわず、〈対立〉を余儀なくされることを、ここでは〈仕組みれた対立〉と表わしている。

【引用文献】

- 有賀美和子（2007）「フェミニズム正義論の新展開：ケアワークの再分配を軸として」『東京女子大学紀要論集』57（2）。
- Axel Honneth, 2000, *Das Andere der Gerechtigkeit. Aufsätze zur praktischen Philosophie*. Frankfurt a. M. (=加藤泰史, 日暮雅夫他訳, 2005, 『正義の他者—実践哲学論集』法政大学出版社)。
- Carol Gilligan, 1982, *In A Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*. Harvard University Press (= 岩男寿美子監訳, 1986, 『もうひとつの声』川島書店)。
- Department of Health, 2007, *Valuing people now: from progress to transformation: a consultation on the next three years of learning disability policy*, DoH.
- Emmanuel Lévinas, 1991, *Entre nous: Essais sur le penser-a-l'autre*, les Editions Grasset et Fasquelle (= 合田正人・谷口博史訳, 2006, 『われわれのあいだで—《他者に向けて施行すること》をめぐる試論』法政大学出版社)。
- Eva Feder Kittay, 1999, *Love's Labor: Essay on Woman, Equality, and Dependency*. Routledge (= 岡野八代・牟田和恵訳, 2010, 『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』白澤社)。
- Eva Feder Kittay, 2001, When caring is just and justice is caring. *Public Culture*, 13(3).
- Eva Feder Kittay, et al eds, 2009, *Cognitive Disability Challenge Moral Philosophy*, Wiley Blackwell.
- Fabienne Brugère, 2011, *Léthique du <care>*, Universitaires de France, Paris (= 原山哲・山下りえ子訳, 2014, 『ケアの倫理：ネオリベラリズムへの反論』白水社)。
- 深田耕一郎（2016）「ケアと貨幣」『福祉社会学研究』13。
- Gerald A. Cohen, 1993, Equality of what? On Welfare, Goods, and Capabilities. Martha Nussbaum, (eds.) *The Quality of Life*. Clarendon Press Oxford.
- Grace Clement, 1996, *Care, Autonomy, and Justice*, Westview Press.
- Hannah Arendt, 2002, *The Origins of Totalitarianism, new edition with added prefaces*, New York Routledge.
- 長谷川美貴子（2014）「ケア概念の検討」『淑徳短期大学研究紀要』第53号。
- 星加良司（2007）『障害とは何か—ディスアビリティの社会理論に向けて』生活書院。
- Iris Marion Young, 1997, *Intersecting Voices*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- 石川時子（2009）「能力としての自律—社会福祉における自律概念とその尊重の再検討」『社会福祉学』44（19）。
- Judith Shklar（2001）大川正彦訳「恐怖とリベラリズム」『現代思想』29（7）、青土社。
- 小林正弥（2013）「『ケアと正義』の公共哲学」広井良典編著『講座ケア ケアとは何だろうか』ミネルヴァ書房
- 児玉真美（2012）『海のいる風景—重症心身障害のある子どもの親であるということ』生活書院。
- 児島亜紀子（2005）「社会福祉学における主体を

- めぐる言説とその批判—レヴィナスの他者概念から』『社会問題研究』第55巻1号。
- 小泉義之 (2012) 『生と病の哲学』 青土社。
- 葛生栄二郎 (2011) 『ケアと尊厳の倫理』 法律文化社。
- Martha Albertson Fineman, 1995, *The Neutered Mother, the Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, London: Routledge & Kegan Paul (= 上野千鶴子監訳, 2003, 『家族、積みすぎた方舟—ポスト平等主義フェミニズム法理論』 学陽書房)。
- Martha C. Nussbaum, 2006, *Frontiers of Justice*, The Belknap Press.
- Michael Slote, 2007, *The Ethics of Care and Empathy*, Routledge.
- Michel Foucault, 1976, *La Volonte' de savoir Volume 1 de Histoire de la Sexualite'* Gallimard (= 渡辺守章訳, 1999, 『生の歴史 I 知への意志』 新潮社)。
- 中野敏子 (2009) 『社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか』 高学出版。
- 中山妙華 (2008) 「知的障害者福祉の歴史の変遷と課題」『社会文化論集』(10)。
- 麦倉泰子 (2017) 「パーソナライゼーションはケアを取り巻く関係をどう変化させたか」 岡部耕典編『パーソナルアシスタンス』生活書院。
- Nancy Fraser, 2008, *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Polity Press (= 向山恭一訳, 2012, 『正義の秤——グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』 法政大学出版局)。
- Nel Noddings, 1984, *Caring: a feminine approach to ethics & moral education*, Berkeley: University of California Press (= 立山善康他訳, 1997, 『ケアリング：倫理と道徳の教育——女性の観点から』 晃洋書房)。
- Nel Noddings, 1995, *Caring*, in Virginia Held ed. *Justice and Care*, Westview Press.
- Nel Noddings, 1999, Introduction, in Michael S. Katz, Nel Noddings, Kenneth A. Strike, ed. *Justice and Caring*, Teachers College Columbia University, New York and London.
- Nel Noddings, 2010, *The Maternal Factor*, University of California Press.
- 岡野八代, 2017, 「継続する第二波フェミニズム理論：リベラリズムとの対抗へ」(部門研究1 『ケアの倫理』 からの, 合衆国フェミニズムの再構築：関係性を中心とした人間像からのリベラルな個人主義批判) 『同志社アメリカ研究』第52号。
- Peter Barham, 2006, Book Review, *History of the human sciences*, Vol.19, No.4.
- Richard Brunner, 2014, *Disability and Justice, Disability and Society*, Vol.30-2.
- Robert Goodin, *Protecting the Vulnerable*, University of Chicago, Chicago.
- 齋藤純一 (2003) 「依存する他者へのケアをめぐる—非対称性における自由と責任」 日本政治学会編 『「性」と政治』 岩波書店。
- 齋藤純一 (2005) 『思考のフロンティア 公共性』 岩波書店。
- 齋藤純一 (2008) 『政治と複数性』 岩波書店。
- 榊原賢二郎 (2016) 『社会的包摂と身体—障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡って』 生活書院。
- Sara Ruddick, 1989, *Maternal Thinking: Towards a Politics of Peace*, The Women's Press.
- 政治学 (伊藤) ゼミナール (2006) 「みんなが平等に生きるために—ヌスバウムの視点から見つめて」 『法政論集』 Vol.9.
- 品川哲彦 (2007) 『正義と境を接するもの』 ナカニシヤ出版。
- Sister Marie Simone Roach, 1987, *The Human Act of Caring a Blueprint for the Health Professions*, M. Simone Roach & Canadian Hospital Association Press (= 鈴木智之・森岡崇・操華子訳, 2007, 『アクト・オブ・ケアリング』 ゆるみ出版)。
- Susan Himmelweit, 1999, *Caring Labor*, ANNALS, AAPSS, 561.
- 田中沙織 (2001) 「障害と道徳—身体環境への配慮」(千葉大学文学研究科人文学専攻修士論文)。
- 田中耕一郎 (2008) 「社会モデルは〈知的障害〉を包摂し得たか」 『障害学研究』 3号。
- 田中耕一郎 (2009) 「連帯の規範と〈重度知的障害者〉—正義の射程から放逐された人々」 『社会福祉学』 50 (1)。
- 田中耕一郎 (2010) 「〈重度知的障害者〉の承認をめぐる—vulnerabilityによる承認は可能か」 『社会福祉学』 51 (2) 日本社会福祉学会。
- 田中耕一郎 (2012) 「〈重度知的障害者〉とケアの分配について：『何の平等か』に関する一考察」 『北星論集社会福祉学部』 第49号。
- 田中耕一郎 (2013) 「ケアが分配される時」 『北

星論集社会福祉学部』第50号開学50周年記念号.

田中耕一郎 (2018) 「障害学は知的障害とどのように向き合えるのか—他者化への抗いのために」『障害学研究』14号.

安井絢子 (2010) 「『ケア』とは何か」『哲学論叢』第37号.

渡邊琢 (2011) 『介助者たちは、どう生きていくのか—障害者の地域自立生活と介助という営み』生活書院.

渡邊琢 (2017) 「介助者の痛み試論—直接介助の現場から考える」『現代思想』45 (8).

渡邊琢 (2018) 『障害者の傷、介助者の痛み』青土社.

Wendy Brown, 1988, *Manhood and Politics: A Feminist Reading in Political Theory*, Rowman and Littlefield.

